

平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：鹿児島県
農業委員会名：屋久島町農業委員会

I 法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

- ア 周知している イ 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	現在告示及びホームページ等の行事予定表に毎月総会開催予定日を掲載している。
改善措置	—
周知していない場合、その理由	—

(2) 総会等の議事録の作製

- ア 作製している イ 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	総会後10日以内に作成しているが、議事録署名者自署後公開のため1カ月後になる。
改善措置	—

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

(3) 議事録の内容

- ア 詳細なものを作製している イ 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	—
------	---

(4) 議事録の公表

- ア 公表している イ 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	町ホームページにて公開している。 事務局に備え付け
改善措置	—

2 事務に関する点検

(1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数:38件、うち許可 38件及び不許可 0件)

平成27年1月～12月

点検項目		具体的な内容					
事実関係の確認	実施状況	各地区担当農業委員が申請地の状況を確認し、申請者本人に面会し事実を確認している。					
	是正措置	－					
総会等での審議	実施状況	地区担当委員の報告に基づき農地法許可基準に全ての項目毎について全員で審議し許可・不許可を決定している。					
	是正措置	－					
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数		31件			
	是正措置	不許可処分の理由の詳細を説明した件数		0件			
審議結果等の公表	実施状況	町ホームページでの公開及び議事録の縦覧により公表している。					
	是正措置	－					
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	20日		
	是正措置	－					

(2) 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数: 17件)

平成27年1月～12月

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	各地区担当農業委員が申請地の状況を確認し、申請者本人に面会し事実を確認している。			
	是正措置	－			
総会等での審議	実施状況	地区担当委員の報告に基づき農地法許可基準に全ての項目毎について全員で審議し許可・不許可を決定している。			
	是正措置	－			
審議結果等の公表	実施状況	町ホームページでの公開及び議事録の縦覧により公表している。			
	是正措置	－			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から60日	処理期間(平均)	50日
	是正措置	－			

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数	12法人
	うち報告書提出農業生産法人数	8 法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数	4 法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数	0 法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人	4 法人
	提出しなかった理由	・活動休業中 ・不明
	対応方針	・3法人については今後提出予定 ・1法人については現在休業状態
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数	0 法人
	対応状況	—

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容		
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 25 件	公表時期 平成27年12月
		町ホームページ及び窓口にて情報提供。	
農地の権利移動等の状況把握	是正措置	—	
	実施状況	調査対象権利移動等件数 件	取りまとめ時期 平成 年 月
		情報の提供方法:	
農地基本台帳の整備	是正措置	—	
	実施状況	整備対象農地面積 1,728ha	整備方法 台帳システムオプション機能(行政データ照合機能)により実施
		データ更新:年1回、固定資産課税台帳・住民基本台帳との照合。	
	是正措置	—	

※その他の法令事務

上記(1)から(4)に掲げる事務以外の総会等において意思決定を行う法令事務(農地法第3条の2第2項に基づく許可の取消しや農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務)については、それぞれの事務ごとに、事実関係の確認、総会等での審議及び審議結果等の公表等の実施状況及び是正措置を点検し、(1)の様式に準じて取りまとめること。

(1年間の処理件数:22件、うち決定21件)

点検項目		具体的な内容
事実関係の確認	実施状況	農用地利用集積計画の記載内容を確認するとともに、新規の利用権設定については、地元農業委員による利用状況の確認を行っている。
	是正状況	—
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議している。
	是正状況	—
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上、公表している。
	是正状況	—

(5) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	—
農地転用に関する事務	—
農業生産法人からの報告への対応	—
情報の提供等	—
その他法令事務に関するもの	—

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成28年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1,728ha	260ha	15.05%
課 題	・農地利用状況調査結果に基づく遊休農地所有者等への意向調査の円滑な実施。 ・農地中間管理事業活用による解消へいかに誘導していくか。(事業、制度の周知徹底)		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
10ha	5.5ha	55%

※1 目標欄には、別紙様式2の1の4の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査実施時期		調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		9月～11月		20人	12月～2月
	調査方法	1 町内全域を調査区域とし、一筆毎に調査を実施し地図等に記録する。 2 農地調査区域を各集落に区切り担当の農業委員を定めて調査 3 農地が集団的に利用されている地域等周辺農業に及ぼす影響の大きい地域から順次調査 4 農地法第3条3項及び基盤法第18条第2項第6号の権利設定農地を明確にして調査			
	遊休農地への指導	実施時期： 月～月			
活 動 実 繢	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		9月～11月		19人	12月～2月
		調査方法	活動計画のとおり調査		
	遊休農地への指導(利用意向調査)	実施時期： 2月～3月			
		指導件数： 50件	指導面積： 10 ha	指導対象者： 50人	
	遊休農地である旨の通知	件数： 件	面積： ha	対象者： 人	
	農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告	件数： 件	面積： ha	対象者： 人	
	その他の取組状況	農業委員による農地パトロールを実施			

※ その他の取組状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

4 評価の案

目標に対する評価の案	一部遊休農地において改善状況を確認することができた。今後、さらに農地所有者に対する指導の徹底や現状把握を進めが必要である。
活動に対する評価の案	荒廃地の有効利用が図られるよう、担い手農家及び新規就農者等への斡旋等、更なる取り組みが必要である。

5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	—
活動の評価案に対する意見等	—

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	一部遊休農地において改善状況を確認することができた。今後、さらに農地所有者に対する指導の徹底や現状把握を進めが必要である。
活動に対する評価	荒廃地の有効利用が図られるよう、担い手農家及び新規就農者等への斡旋等、更なる取り組みが必要である。

III 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成28年3月現在)	農家数	665戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	220戸	79経営	0法人	0団体
	農業生産法人数	12法人			
課 題	地区の実情に合わせた担い手の育成・確保を図っていく必要がある。また、認定農業者の高齢化が進んできており、今後は認定農業者の経営体減少が進むことが予想されるため関係機関と連携を図り担い手農家の掘り起しを急ぐ必要がある。				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

(2) 平成27年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	2経営	0法人	0団体
実 績 ②	4経営	0法人	0団体
達成状況 (②/①×100)	200%	0%	0%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	年間を通じて意欲ある農業者の情報収集を行い担い手育成総合支援協議会と連携して推進活動を実施する。	—	—
活動実績	担い手育成総合支援協議会を通して普及活動を実施したほか、認定農業者の期間満了者の再認定を推進した。	—	—

(4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	目標は達成できたが、高齢化等により認定農業者数は減少傾向にある。	—	—
活動に対する評価の案	更なる担い手の掘り起しが必要。	—	—

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	—
活動の評価案に対する意見等	—

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	目標を達成し妥当であった。	—	—
活動に対する評価	高齢化等により若年層の人材発掘が必要である。	—	—

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成28年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1,728ha	315ha	(基本構想目標35%) 18.23%
課 題	農業従事者の高齢化や後継者不足等により耕作放棄地が増加傾向にあり、担い手への農地の集積と有効利用を図る必要がある。(中間管理事業の推進)		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②／①×100)
10ha	29ha	290%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	年間を通じて農業委員等による農用地利用集積計画による利用権設定の制度等を周知、9月～11月に実施した農地利用状況調査で判明した遊休地について担い手への利用集積に向けたあっせん活動をする。
活動実績	農地中間管理事業のモデル地区、重点地区において利用集積の推進を行い、関係機関と連携を取りながら、事業展開を図った。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	目標を達成することができたが、高齢農家の規模縮小に対して、地域の担い手農家へ利用調整を積極的にする必要がある。
活動に対する評価の案	今後も利用集積の理解を得るために活動を継続するとともに、積極的なあっせん活動を行う必要がある。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	――
活動の評価案に対する意見等	――

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	目標値を達成しており、計画どおり利用集積が図られた。
活動に対する評価	今後も計画的に活動を継続していくことが必要である。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成28年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	1,728ha	8ha	0.4%
課 題	違反転用は早期の対応であれば解消しやすい為、委員が発見した場合、事務局への報告を機敏に行い違反転用者への指導は単発的なものにならないようしなければならない。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
1ha	1ha	100%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	9月 広報誌により農地パトロール実施の周知を行う。 10月 農地パトロールの実施 農地法違反と思われるケースについては隨時是正指導
活動実績	9~11月 農地パトロールの実施 各農業委員が農地の利用状況調査で把握し、違反転用が出ないように所有者に指導した。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	地区担当委員の見回りにより違反転用の未然防止が図れている。
活動に対する評価の案	今後も違反転用が出ないように農地パトロールを強化する。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	—
活動の評価案に対する意見等	—

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	事例発生に即応し、一定の成果は出せた。
活動に対する評価結果	事例発生に即応し、一定の成果は出せた。

※その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、目標及びその達成に向けた活動に対する評価を行う場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。